

理学療法士の卒前教育・卒後教育においては、大きな変革に伴い、方向性も変わろうとしています。一つ目は、臨床実習教育が変わります。2020年度の養成校の指定規則改定により、その年の新入学生から、国が定めた要件を満たした臨床実習指導者のもと、従来の担当症例型実習からチームの一員として参加する診療参加型実習による指導教育が推奨されることになりました。二つ目は、2021年度から協会の新生涯学習システムが新たに導入されます。協会は社会に対して理学療法の質を担保するための制度として「実質的な免許更新制」の仕組みを作りました。卒後5年間をかけて前期・後期研修を修了した者は、全て登録理学療法士として認められます。さらに、前期研修に実地研修が組み込まれ、OJT指導には、登録理学療法士以上の認定者が指導にあたります。このように理学療法士教育のstepとしては、卒前からの臨床実習前教育、国が定めた要件を満たした臨床実習教育などの卒前教育から卒後教育へとキャリアラダーの連続性の中で理学療法士として資質を培っていきます。生涯学習センターは、この大きな変革の中で会員・準会員(学生)の人材育成を踏まえた生涯学習システムの方針を設け、「知識」「技能」「態度」の育成プログラムを展開します。事業方針については、A－理学療法学の追求、B－理学療法の臨床技能の追求、C－臨床実習教育の追求、D－市区町村士会の理学療法の学術と臨床技能の追及の4つの追求と11の事業振興に努めてまいります。

A-理学療法学の追求	A-1 研究論文を纏めた大阪府理学療法学術誌の発刊
	A-2 学術の基盤となる大阪府理学療法学術大会の開催
	A-3 学会発表のスキルアップと論文投稿の促進
B-理学療法の臨床技能の追求	B-1 臨床技能のスキルアップのための生涯学習研修集会を企画する
	B-2 理学療法研修会・講習会の質の向上と豊富なプログラムの展開
	B-3 後期研修の症例検討会の開催(2021新生涯学習システム予定)
C-臨床実習教育の追求	C-1 臨床実習指導方法に関する研修会の実施
	C-2 指定規則改定に伴う臨床実習指導者講習会の開催の支援と調整
D-市区町村士会の理学療法の学術と臨床技能の追及	D-1 新人症例発表会を通じて理学療法学としての科学的思考の育成
	D-2 新人教育プログラムの連携促進(2020年度終了予定)
	D-3 生涯学習の勉強会・学習会を通じた臨床技能の追及への支援

【重点課題】

1. 大阪府学術大会の研究・症例検討などの業績が反映できる仕組み作りの取り組み
2. 研究活動の推進の取り組み

3. 学術誌の発刊に向けての取り組み
4. 社会に求められる理学療法士としての実践力が備わるよう、臨床技能のスキルアップに役立つ研修集会の取り組み
5. 養成校主体による臨床実習指導者講習会の支援と調整
6. 新プロ未修了者(府士会員約4割)への啓蒙活動の取り組み
7. 認定理学療法士取得促進に向けて協会指定、必須研修事業の受託の取り組み
8. 多機能(クレジット機能、広報通信登録)のホームページ開設の取り組み
9. 多くの若手人材に対するマネージメント教育の取り組み
10. 生涯学習センターと地域の市区町村士会との連携した学術活動の取り組み

その他

本年度は「準備の年」と位置付け、協会新生涯学習システムの後期研修は対面研修形式で行います。協会のシラバスと生涯学習センターの内容の調整をはかり、講義テーマの教材作成の準備を促進します。市区町村士会(一社団法人、任意団体)の生涯学習については4支部エリアでの開催を行い、市区町村士会の自立を支援してまいります。